

男女共学の視点からみた中学校家庭科の変遷

岡田 みゆき

1. 研究目的

平成元年度3月公示の学習指導要領において、世界的趨勢である男女共同参画型社会の実現を目指すという社会的意義と教科本来の基本精神に基づき、家庭科は小学校から高等学校まで一貫して男女必修教科となった¹⁾。さらに、平成14年から施行された学習指導要領により、中学校家庭科は、学習形態、学習内容が同一になり、男女が共に学ぶ教科として位置付けられた。しかし、このような男女共学の家庭科が確立するまでには、紆余曲折があり、長い年月を要した。

本来家庭科は、民主的な家庭建設という理念から、戦後新しく成立した教科であり、男女共学の履修形態が自明のこととして出発した²⁾。しかしながら、その理念と学習内容において相当の開きがあったためか、現場には定着しないまま、昭和33年、中学校家庭科は女子用教科として位置づけられてしまった³⁾。そして、それ以前もそれ以後も、中学校家庭科は、目まぐるしい改訂が行われ、特に男女の履修形態や学習内容については、改訂ごとに変化する状況にあった。なぜ、こうした状況が生まれたのであろう。理念と現実があまりにかけ離れていたという理由だけなのであろうか。それとも、長い間男女共学が実現されなかった理由には、他の社会的な背景や教育の考え方に原因があったのだろうか。また、どのような理由から男女共学が実現したのだろうか。中学校家庭科の歴史的な変遷を辿りながら、男女共学の意義を明らかにすることは、これからの家庭科を考える上でも重要であると考えられる。

ところで、男女共学家庭科においては、村田他(1986)⁴⁾、荒井・鶴田(1996)^{5) 6)}、荒井・鶴田・原澤(1998)^{7) 8)}の研究がある。これらの研究は、高等学校家庭科を対象とし、男女共学についての生徒や教師の意識を研究したものであり、歴史的に検証したものではない。また、中学校の歴史的な変遷の研究としては、岡村他(1978)⁹⁾、宜保(1998)¹⁰⁾、文部省(1978)¹¹⁾などがある。しかし、これらも家庭科の歴史的な変化を追ったものであり、社会的な背景や教育の動向を捉えながら、男女共学の視点で、歴史的に検証したものではない。

そこで、本研究では男女共学という視点から、戦後の中学校家庭科を見直すことを目的とした。男女共学はどのような理由から行われ、また、どのような理由から女子のみの履修とされたのかを、当時の社会背景や教育観と照らし合わせながら検討する。そして、男女共学の意義を明らかにすると共に、現在の男女共学における課題や今後どのような学習内容が必要であるかについて考察する。

2. 研究方法

本研究は、男女共学に視点をあてた中学校家庭科の学習指導要領と教科書の変化に関する文献調査で、昭和22年から平成11年発行までの学習指導要領と教科書を検討する。なお、家庭科は、社会や家庭生活の変化、教育全体の方向性と深く関わっているため、下記の項目と方法で調査する。

- (1) 社会的な背景
改訂当時の社会的な背景や家庭生活を知るために、教育書や家政学の学術書を調査した。
- (2) 中学校の動向
中学校の動向を知るために、学習指導要領や教育書などを調査した。
- (3) 家庭科の実際
家庭科の教育内容・履修形態と教育の現場でどのような授業内容が行われたのかを検討するために、学習指導要領（家庭編）、教科書、家庭科に関する学術書、家庭科の雑誌などを調査した。

表1 調査資料

| | |
|-------------|---|
| 文 部 省 | <p>中学校学習指導要領 家庭科編 (1947)</p> <p>中学校学習指導要領 職業・家庭科編 (1949、1951、1957)</p> <p>中学校学習指導要領 技術・家庭科編 (1958、1968、1977)</p> <p>中学校指導書 技術・家庭科編 (1988、1998)</p> <p>中学校学習指導要領解説—技術・家庭科編— (1999)</p> |
| 教 科 書 | <p>新教科書「標準職業・家庭」について (実業之日本社、1956)</p> <p>「新しい技術・家庭」上下 (東京書籍、1997)</p> <p>「新しい技術・家庭」家庭分野 (東京書籍、2001)</p> <p>「技術・家庭」家庭分野 (開隆堂、2001)</p> |
| 学 術 書 | <p>日本教育新聞社編、42年度教育課程の改訂 (明治図書、1966)</p> <p>産業教育研究連盟編、技術・家庭科教育の創造 (国土社、1968)</p> <p>原田一、松島千代野、藤枝直子著、新・家庭科教育法 (1969)</p> <p>教育制度検討委員会、日本の教育はどうあるべきか (劉草書房、1971)</p> <p>技術・家庭科研究会、新しい技術・家庭科の指導 総則編 (開隆堂、1977)</p> <p>新堀通也著、ゆとりある教育の探求 (ぎょうせい、1977)</p> <p>鈴木寿雄・小笠原ゆ里、52年度改訂中学校教育課程講座—技術・家庭— (ぎょうせい、1977)</p> <p>吉本二郎著、改訂中学校学習指導要領の展開 総則編 (明治図書、1977)</p> <p>村田泰彦著、家庭科教育の理論 (青木書店、1978)</p> <p>岩波講座 子どもの発達と教育7 発達の保障と教育 (岩波書店、1979)</p> <p>NHK世論調査部編、中学生・高校生の意識 (日本放送出版協会、1984)</p> <p>赤井チサト・吉原崇恵著、これからの家庭科教育 (建帛社、1985)</p> <p>田中克佳編著、教育史 古代から現代までの西洋と日本を概説 (川島書店、1987)</p> <p>津止登喜江他著、中学校新教育課程の解説 (第一法規出版、1989)</p> <p>洪川祥子・渡辺彩子著、中学校 これからの家庭科教育とその指導 (東京書籍、1990)</p> <p>舟木美保子著、「家庭生活」の授業 (家政教育社、1991)</p> <p>高橋勝著、子どもの自己形成空間 (川島書店、1992)</p> <p>柿沼昌芳・永野恒雄著、校内暴力 (批評社、1997)</p> <p>赤星礼子著、家族・家庭生活の変化と家庭科教育、家庭科教育実践講座第1巻 (日本文教社、1998)</p> <p>内藤道子著、国際化・情報化時代の家庭科教育、家庭科教育実践講座第1巻 (日本文教社、1998)</p> <p>高部和子著、学校教育と家庭科教育、家庭科教育実践講座第1巻 (日本文教社、1998)</p> <p>武藤八重子著、家庭科教育再考 (家政教育社、1998)</p> <p>武藤八重子・鶴田敦子・伊藤葉子著、テキスト家庭科教育 (家政教育社、2000)</p> <p>有地亨著、日本人のしつけ (法律文化社、2000)</p> |
| 雑 誌 | <p>家庭科教育 (家政教育社、1952年26巻5月号、1958年32巻3月号)</p> <p>梅棹忠夫著、妻無用論 (婦人公論、第508号、1959)</p> <p>技術教育 (1978、11月号)</p> |

3. 結果と考察

(1) 家庭科成立期の昭和22年度学習指導要領

1) 戦後の社会的な状況と教育

昭和21 (1946) 年、日本国憲法の公布により、「教育を受ける権利、教育の義務」が規定され、国民はその能力に応じて教育を受ける機会を均等に有することが明示された。そして、昭和22 (1947) 年、「教育基本法」と「学校教育法」が制定され、教育の機会均等の実現、6・3・3・4制に基づく学制の単純化、中学校を含めた義務教育の9年への延長が実現された。

実際の教育内容では、アメリカの進歩主義教育思想に基づく理論や方法の紹介・摂取が盛んに行われた。教育課程においても、新教科として発足した社会科を中心に、子どもの生活経験を中核に据える「コアカリキュラム」が大いに注目された¹²⁾。しかし、教育が民主化へ進展する一方で、子どもたちの家庭生活は「男尊女卑」などの封建的な色彩が色濃く残っていた。また、家庭の物的生活環境が貧しく、衛生的にも問題を含み、まだまだ改善しなければならない状況にあった¹³⁾。

2) 家庭科教育の動向

戦後「家庭科」は、民主的家庭生活の向上発展をめざす教科、つまり家庭生活を基盤とし、家庭生活の向上発展に必要な理解・態度・技能を育成し、家庭生活を改善する責任を自覚させることをねらいとしてスタートした。

家庭科は、1946年、CIEの女子教育担当官であるホームズ女史とドノヴァン大尉の指導のもとに成立した。このとき、ドノヴァン大尉は「家庭科は単なる裁縫・家事の合科ではない」「家庭科は単なる技能科ではない」「家庭科は女子教科ではない」という三否定の線で新設を認めたという。つまり、戦前の家事・裁縫科のような家事処理の技能教育にとどまらず、家庭生活全体にわたって、その改善に必要な知識、技能、態度を育成するものであり、この立場から男女共修とされた。しかし、新設が認められると教科ごとの連絡調整もないまま、短時日で学習指導要領「家庭科編」(試案)が発表された。しかも、中学校家庭科は、民主的家庭生活の向上発展をめざす教科としながら、家庭の仕事は「天職」としての職業であること、家庭科は農業科や工業科などと同様に応用教科であること、「家庭の実習」は社会的職業への試行課程としての意味をもつことなどを理由に「職業科」の一科目として選択必修の形で提示された。つまり、家庭科の独自性の認定が固定化しないまま、アメリカの支持により、職業科に含められてしまった¹⁴⁾。

新家庭科の構想は、新憲法と民法に基づく民主的家庭建設を課題としたこと、教科内容や単元の構成が家庭生活を総括的にとらえ、国民の実生活ときり離す方向をもっていったこと、学習指導法において、生徒の興味を尊重し自発性を引き出す方法が採用されるなど、積極的な面を持つ反面、生活改善や計画化の問題が、戦前的勤儉節約を基調とした徳目の説教にすり替えられたり、新憲法の保障する基本的人権、生活権の実現と逆行した内容が含まれるなど多くの矛盾も内包していた¹⁵⁾。

3) 授業時数、内容、男女の履修方法

家庭科は、職業科のなかに農業・工業・商業・水産等と共に包含されて必須科となり、各学年毎週4時間課することとなった。また、家庭科の学習は男女共修とされた。

内容は各学年ごとに分かれ、以下のようになっている¹⁶⁾。

(1学年) 家庭生活、備えある生活、食物と栄養

(2学年) わが国住居の長所と短所、食物と健康及び保健献立、夏の生活、夏の装い、家庭の美しさ、秋の装い、上手な買い物、冬の迎え方、簡単な病気の手当と病気の予防

(3学年) 家庭生活と能率、食生活の改善、被服と活動、乳幼児の保育、家庭の和楽、病人の看護、近所の交わり、帯と羽織またはドレス、家事の経理

4) 授業の実際

現場の教育は、進学希望者の多い学校では職業科の実践がほとんど行われなかった。職業科の実践を行った学校でも、家庭科が従来の家事裁縫的教育に始終したこともあり、女子のみの学習であったところが多かった。つまり、男女共学で実施された学校は少なかった。

当時、憲法24条「両性の本質的平等」、教育基本法5条「男女共学」に関しては次のような解釈が通用していた。「男女平等として同権ではありませんけれど、一つの家庭におきましては各々その職分があると存じます。女は家庭においての主婦としての仕事がある。男は男としてのやはり仕事がある。であるから家族の分野において各々一家を維持する点においても、お互いその立場を守るべきである。」というように、前近代的な妻の無能力や家督相続などは否定するが、「男は仕事、女は家庭」という男女分業を差別としてはいず、むしろ肯定的であった¹⁷⁾。また、「男女は、その教育程度において同一でなければならず、女子だから低い程度の教育をもって甘んじなければならぬことはない。しかし教育上必要がある場合においては（例えば一定の年齢の生徒について）、共学を実施しなくても憲法に反するものとはいえない。また、男女間には天分の差異が存在する故に、この差異を考慮に入れて学科の差を設けることは、男女間の教育的平等の原則に反するものというを得ないのである。」というように、教科の特徴においては男女差は認められたのである¹⁸⁾。

また、このような思想背景の中、男女共学を試みた学校でも、次のような感想を持つ男子学生も少なくなかった。「僕は家庭科が大嫌いだ。昨年6月頃ボタンやスナップの付け方を習った時、家へ帰って練習していた。父が『何をしているのか』と尋ねられたので、『ボタンをつけている』と答えると『それは姉さんにしてもらいなさい。男の子は数学・理科・英語を熱心にすればよいのだ』とおっしゃった。」そのため、ある学校では、男女共通1時間（小学校の取り扱いと同様）、男子家庭工作1時間（男子から希望）、女子だけ2時間としていた。さらに、現場の問題として挙げられていたのが教科書の問題であった。文部省は、当初教科書を全生徒配布する予定であったが、紙不足のために女子だけ配布することに変更した。そのため、男子には謄写版が与えられた¹⁹⁾。

このように、「家庭科」は民主主義建設のための重要な役割を果たす新教科としての理念をもちながら、職業科の1教科として包括されたり、学習内容に矛盾を含んでいたり、実際の現場でも混乱が生じるなど、男女共学とはほど遠い状況にあった。

(2) 共修内容が明確化された昭和32年度学習指導要領

1) 社会的な背景

この時代、産業技術は飛躍的に進歩していた。米・英・ソなどの先進諸国では早くから科学技術教育の意義を重視し、その充実・強化に力を入れてきたが、わが国はこの面の教育がきわめて低調であった。このままでは、わが国の科学技術は世界水準に立ちおくれ、他国との経済的競争に敗北すると懸念した日経連は、昭和31年「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見書」、昭和32年「科学技術教育振興に関する意見書」を發表し、政府に教育改革の実施を要請した²⁰⁾。

2) 中学校教育の動向

戦後、中学校教育の中心は科学技術教育の振興であった。専門的な初級、中級の技術養成のため、職業生活や家庭生活において科学的教養の水準を高めるため、職業科と家庭科についても科学技術教育振興のため大きな役割を果たすことが求められた²¹⁾。しかし、職業科並びに家庭科の目標・性格・内容が曖昧で明確化されていなかったため、何度も教科名称が変更され、その度ごとに目標・性格・内容の見解も変化した。このような折、日経連の意見書が提出され、昭和31年の「教育課程審議会」の答申では、「中学校は普通教育を行う基本的な立場から一般教養としての職業的陶冶を重視すること、進路に応じて職業的陶冶のための教育課程を区別してはいけないこと、職業・家庭

科の教育の効果が上がるように名称や内容の編成などを研究すること」を提出し、専門的な職業教育を否定した。しかし、昭和32年の「中央教育審議会」の答申では、一変して進路に応じた職業教育が提案され、結局、昭和33年の学習指導要領により、「技術・家庭科」として公示された²²⁾。

3) 家庭科の基本方針

① 家庭科の動向

中学校家庭科は、昭和22年4月から昭和24年3月までは「職業科の1分科としての家庭科」という名称でスタートし、昭和24年5月「職業家庭科」（職業科および家庭科）となり、家庭科は独立した教科になった。ただし、家庭科は本質的に職業科と相違点があるので、独立した教科と認められたが、実習の原則は「トライアウト」として共通であることから、「職業科および家庭科」という1教科とした。そして、男女いずれの生徒にも適切と思う単元は共修させることが望まれた。しかし、この新生の教科は短期間であったため、教育現場では実施されることなく終わった。

昭和24年の文部省通達後、家庭科は再び職業科の中の1コースにするという情勢があり、12月「職業・家庭科」が生まれ、「実生活に役立つ仕事を学習する」ことを中心概念として性格づけられた。教科の内容は「四類12項」に分類され、521の仕事例があげられた。家庭科は第二類の手芸工作、第四類の調理・衛生保育に分類された。しかし、仕事の教育的吟味もなく、遅れた技術までも取り上げる傾向に陥り、「農村女子向き課程の例」「商業地域女子向き課程の例」など、地域別、男女別に区別された上、女子の将来の実生活は家事処理技能を中心に編成されていた²³⁾。

昭和28年3月中央産業教育審議会が「中学校職業・家庭科について」の答申をおこなった。その中で、職業・家庭科は義務教育としての普通教育の教科であり、将来の進路にかかわらず、男女すべての生徒に課せられるべきものであるとされた²⁴⁾。しかし、昭和28年10月、中央産業教育審議会の第二次建議では、家庭領域は第四群にまとめられ、履修の仕方も男女共通の必修時間を全学習時間の二分の一とおさえ、残りの二分の一は性別や環境に考慮して計画できるようにした²⁵⁾。そして、昭和31年6月「学習指導要領 職業・家庭科編」が公布され、昭和32年から35年の三年間実施された。しかし、学習指導要領は、基礎的なもの、男女生徒が共通に学習する内容と時間を明確にしたものであったが、旧来の実業科的・作業科的・職業科的・家事裁縫科的の4つの立場が混交し、内容は技術的組織や体系が無視され、平面的な仕事の羅列にすぎなかった²⁶⁾。

② 改善の基本方針

今回の改訂で家庭科は、教科の性格を次のように示した。

1. 職業・家庭科は、われわれの生活における経済的な面、技術的な面ならびに社会的な面に關する知識・技能・態度を、主として実践的活動を通して学習するものである。
2. 職業・家庭科の教育は、将来いかなる進路をとる者にとっても必要な一般教養を与えるものであるから、共通に学習すべき面をもつものである。しかし具体的な指導計画においては、性別や環境などにより特色をもつものである。
3. 職業・家庭科における産業ならびに職業生活・家庭生活についての社会的・経済的な意義の理解や、基礎的な技術の習得、基本的な生活活動の経験は、職業指導における情報ならびに啓発的経験に役立つものである。

すなわち家庭科は経済的・技術的・社会的な3つの面から、これに関する知識・技能・態度についての教養を与えることを目標に、学習の方法は実践的活動を通して行われることを強調した²⁷⁾。

4) 改訂の基本的な事項

家庭科の教育内容は次のような基本的な条件から選び出された。

1. 経済的・技術的・社会的に必要な基礎的技術、基本的生活活動であること。
2. 職業生活・家庭生活についての、社会的・経済的知識・理解を得させるに必要な内容である

こと。

3. 普通教育として、進路のいかんにかかわらず、学習することが望ましい内容であること。
4. 行動的・実践的学習にふさわしい内容であること。
5. 科学的・能率的に実践する態度や習慣、くふう創造の能力を養うにふさわしい内容であること。
6. 勤労を尊重し、責任を重んずる態度を育成するために役立つ内容であること。
7. 将来の進路を選択する能力を養う上に役立つ内容であること。

具体的には、第五群が家庭生活に関するもので、食物（食生活、調理）、被服（衣生活、被服製作、被服整理）、住居（住生活、設備）、家族（保育・家族、家庭看護）、家庭経営（家庭経済、家事労働）の5分野11項目に分かれている。その中の必修は、食生活、調理、衣生活、住生活の4項目で、男女・地域の差を問わず、各群ごとに35時間は学習させることになった²⁸⁾。

このように、昭和32年「職業・家庭編」は普通教育の視点で作られ、家庭科の分野がひとまとまりになり、男女共修部分と時間が明確化するなど一連の評価は認められる。しかし、職業教育に対して多くの見解があったことや科学技術の振興により、新しい改革のための通過点に過ぎなかった。男女共学についてもその必要性だけが説かれ、内容は今ひとつ明確化されていなかった。

(3) 男女別学の昭和33年、44年度学習指導要領

1) 社会的な背景

日本社会は1960年代の高度成長政策のもとで大きく変化し、大企業が国家・社会を主導する力をつけた²⁹⁾。日本の高度経済成長は、国土開発計画にもとづく新産業都市づくりと農業の集約化によってすすめられ、従来の自然と人間の素朴な関係を失わせていき、地域共同体の横の人間関係を著しく弱め、子供たちの発達にも影響を及ぼすこととなった。

また、高度成長は、人材開発と管理のための能力主義と併せて、競争と選抜の教育を強力に推進した。学校教育は、5段階相対評価や偏差値により子供たちを序列化し、さらに客観テストの入試により子供たちを選抜する役割を果たした。成績のよい子がよい大学に入り、よい企業に就職し、高い賃金を得るという競争メカニズムが、教育や社会の中に浸透していった。

さらに、能力と競争の原理が家庭内にも蔓延し、親たちは、妊婦教室に始まり、乳幼児教室やスポーツ教室、学習塾へと子供たちを送り込み、成績、クラスの順位と教育に対し最大の関心を示すようになった。つまり、学校教育の価値が家族の価値意識になってきたのである。

また、当時はサラリーマン化が進行した時代である。社会的な成果や家庭内の収入は男性が責任を負うという中心的支配的な役割を果たし、女性は補助的従属的な役割を果たすことになる。つまり、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の考え方が一般的になった³⁰⁾。

2) 中学校教育の動向

昭和30年代後半、人的能力の向上や科学技術教育振興の要求が経済界から出された³¹⁾。教育政策は「能力主義」の徹底と結びつき「国家統制」の動きが見られた。教科書の検定と採択の官僚統制が強化され、学習指導要領は昭和33年度から法的拘束力を持たせ、すべての地域で同じ教育が施されるようになった。また、文部省による「全国一斉学力テスト」が全国的規模で行われた。

昭和33年の学習指導要領では、中学校教育課程を教科、道徳、特別教育活動、学校行事等の4領域で編成することを明らかにし、各学年の年間授業時数を示し、中学校教育課程の基準を規定した。その特色は、まず「道徳」の時間の特設である。次に、数学、理科の時数の増加と、技術・家庭科の新設である。最後に、地理・歴史教育の改善で、社会科は地理的分野、歴史的分野、政治・経済・社会的分野の3分野を設けることになった³²⁾。

3) 家庭科の基本方針

① 家庭科の動向

中央産業教育審議会建議「高等学校家庭科教育の振興方策について」（1962年）では、男女の特性や能力に応じた教育が必要であること、家庭科教育は女子の一般教養として不可欠であること、家庭科教育は将来の職業（例えば、看護婦、保母、調理師、栄養士など）と深く関連し、専門職業教育の面も有していることなどが主張された³³⁾。そして、中学校家庭科にも影響することとなる。

昭和33年の学習指導要領から技術・家庭科へと名称が変わり、教育内容は「男子向きには工的内容を中心とする」、「女子向きには家庭科的内容を中心とする」となった。44年の改訂でも「男子向き」、「女子向き」の二つの学習系列が設けられ、完全に男女別学となった。女子の場合は、主として家庭を中心として活動することが多いので、家庭を中心とした教材を学習させるほうが適当であるとされた³⁴⁾。

また、昭和33年度の学習指導要領を契機に、小・中・高の家庭科が一貫性を持つことになり、基本的な考え方は、家庭生活、家族関係についての理解、家庭生活の合理化、能率化を図ること、家庭生活を中心とする生活技術の修得を図ること、創造的な思考力の養成を図ること、生活改善の能力、実践化の態度の育成を図ることの5点とした。

② 改訂に対する意見

今回の改訂で「男子向き」、「女子向き」の区分について、「家庭は男女の協力によって構成されるものであるから、よい家庭の建設のためには男子にも家庭科を課すべきである。」という意見が大半で、小学校の家庭科は男女必修であるから、中学校や高等学校でも男子にも家庭科を履修させることができれば望ましいと考えられた。ただし、家庭生活における男女の役割が異なるから、男子には家庭経営や家族関係を主とした内容が適当である、といった意見も多かった³⁵⁾。

さらに、急進的な意見の中には、「義務教育段階において、男女の性別に応じて内容を区別するという必要はなく、技術・家庭科も他の教科と同じように、男女同一内容、同一教室で授業する必要がある」といった主張もあった³⁶⁾。

4) 改訂の具体的な事項

33年度学習指導要領では、調理、被服製作、設計・製図、家庭機械、家庭工作、保育の6領域、44年度の改訂では、被服、食物、住居、家庭機械、家庭電気、保育の6領域となっている。そして、科学技術の振興から、「家庭機械・工作・電気」が総時数の約30%をしめることとなり、学年ごとに履修する内容は学習指導要領によって決められ、授業時間は各学年105単位時間となった。

このように、昭和33、44年学習指導要領は「男子向き」「女子向き」の2系列が設けられ、「女子向き」家庭科は、産業資本主義に基づいた男女分業論を思想的な背景とし、女子の一般的な教養に不可欠な教科として位置づけられた。男女共学の視点からは、かなり後退することとなった。

(4) ゆとりと充実を求めた昭和52年度学習指導要領

1) 社会的な背景

昭和48年、世界全体がオイルショックから低成長時代に入り、ゆとりのある生活、「生きがい」や人間性の回復が強調され始めていた³⁷⁾。また、国際関係の必要性の認識が高まり、広い国際的感覚と文明論的視野をもった世界に生きる日本人の育成が社会的にも求められた。

教育や家庭においても、日本は危機的な状況にあった。進学者が増大する中、他方では「授業の内容が難しく理解できない」、「授業の進み方が早い」などを訴える生徒が増えた。昭和57年、全国の中・高校生3112人を対象にしたNHKの調査で、中・高校生の5割近くが授業の内容や進め方に対して不満や困難を感じていると報告している。また、高校や大学の受験勉強に対しても否定

的に見る生徒が増えてきた。同調査では、受験勉強が「本当の勉強とはいえない」と思う生徒が3人に1人の割合でいることも報告している³⁸⁾。

さらに、中・高校生の校内暴力、非行、登校拒否などの増大である。昭和56年の青少年の暴力に関する総理府の調査では、「飲酒」、「喫煙」、「仲間外れ」、「万引き」などの非行ないし問題行動を過去1年間で1つでも経験した割合は、中学生29%、高校生43%と報告している。相当広範に行われていることがわかる。また、校内暴力や登校拒否の割合も年々増えていると報告されている³⁹⁾。

加えて、家庭内でも核家族化が急激に進み、半数が共働き、子どもの健康状態や学校生活の悩みなどもわからない親がふえた。その一方で、父親は「過保護」、母親は「干渉過剰」で子どもに対し神経質になっていたとも言われている。つまり、良好な親子関係が築けない家庭と強い親子の結びつきはあるが、そのために子どもの自立が阻害されている家庭が混在している状況と言える。

2) 中学校教育の動向

昭和52年、学習指導要領は「自ら考え、正しく判断できる力をもつ児童生徒の育成」を重視しつつ、人間味のある学校と教育が目指されている⁴⁰⁾。改善のねらいは、人間性豊かな生徒の育成、ゆとりと充実の学校生活、調和と統一の教育課程の3点である。

「人間性豊かな生徒の育成」は、知・徳・体の調和のとれた生徒の発達をめざすものであり、基礎的・基本的な事項の学習を通して、思考力、判断力、行動性に導く教育を重視するものである。

「ゆとりと充実の学校生活」では、生徒が「心身ともに安定した状況のもとで充実した学習が行われるようにすること」であり、現状よりもいっそう教育効果を高めることである。

「調和と統一の教育課程」では、小・中・高校一貫性の重視し、知識を伝達する教育から判断力を養う教育への転換、子どもの立場に立ったゆとりのある教育課程を貫く基本的なねらいがあると考えられる。具体的にいえば、目標が明確であり、その目標達成に要する内容や時数が適切化され、教科・道徳・特別活動の3領域間の間に調和と統一が保たれるよう工夫されることが期待された。

3) 家庭科の基本方針

1970年代から、家庭科の男女共修運動は組織的実践的な段階に入り、「家庭科の男女共修をすすめる会」が結成され、一般市民の運動も展開されるようになった。

高度経済成長に伴い共働き家庭が一般化し、性別役割分業思想の基盤が崩れかけた。さらに、1975年国際婦人年を契機に世界的な婦人解放運動が盛り上がり、我が国の婦人の意識も変革された。婦人が職業を持ち、広く社会に参加することが求められ、そのためには家族全員による家庭運営が必要である。このことを実現するため、男女が共に家庭科を学習する必要があるとされたのである。

今回の学習指導要領の改訂では「人間性豊かな生徒を育成」するため3つの方向性が示された。

1つ目は、人間生活を優先する立場から技術を捉えることを明確化したことである。将来役に立つという観点より生徒の人間形成上有効であり、適切であることが重視されることになった⁴¹⁾。

2つ目は、男女の相互理解を深めることや生徒の興味・関心、能力・適性等に應えるため、「男子向き」「女子向き」の区分をやめ、内容を一括してこれまでの12領域を9領域に整理統合した。

3つ目は、地域や学校の実態及び生徒の必要に応じて内容を弾力的に取り扱えるようにしたことである。実習題材の選択、学校の裁量による領域その内容を取捨選択、代替方式の適用である⁴²⁾。

4) 改訂の具体的な事項

① 領域の変化

今回の改訂では「男子向き」と「女子向き」の内容上の重複を整理し、男女の別を止めて内容を定め、その中から各学校が生徒の興味・関心、能力・適性等を配慮し、適切な領域を選択して履修させることとした⁴³⁾。技術系列として木材加工(1、2)・金属加工(1、2)・機械(1、2)

・電気（1、2）・栽培の6領域、家庭系列として被服（1、2、3）・食物（1、2、3）・住居・保育の4領域が設けられた。

② 履修方法や授業時間の変化

教育課程は内容の徹底した精選を行い、技術・家庭科では第1学年と第2学年で35単位時間、授業時数が削減され、第1学年と第2学年は70単位時間、第3学年は105単位時間となった。

そして、今回の改訂の大きな特色の1つとして、男女相互の理解と協力を図る観点から、男女相互乗り入れが実現された。具体的には、男子には9つの技術系列の領域から5領域、8つの家庭系列の領域から1領域、女子には8つの家庭系列の領域から5領域、9つの技術系列の領域から1領域を含めて、男女のいずれにも7つ以上の領域を選択して履修させるように定めている⁴⁴⁾。どの領域を選択するかは学校ごとに違っていて、必修領域はなかった。

以上、昭和52年の学習指導要領では「人間性豊かな生徒を育成」するため、領域の整理統合、授業時数の削減と内容の精選、履修方法の弾力化、男女の相互乗り入れなどの改善策が採られた。男女相互の理解と協力を図る観点から、男女の別を止めて内容を定め男子も家庭領域を履修することになった点は評価できる。つまり、女性の社会参加、家族の協力による家庭運営、ゆとりと調和のある教育、子どもの生活的な自立という立場から、家庭科の男女共学実現への一步を踏み出したのである。しかし、男女の相互乗り入れは、男女の相互理解といっても、それは単なる形式的なものに過ぎず、男女共通領域など内容に関する検討は加えられていなかった。

(5) 生活重視の教育への転換を図る平成元年度学習指導要領

1) 社会的な背景

国際化、情報化、科学技術の発展は急激な進歩を遂げ、社会は多様な価値観を持ち、その変化は激しく、先行き不透明な時代となってきた⁴⁵⁾。そのため、「柔軟に対応できる力」、つまり、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力が求められるようになった。

また一方、家族や家庭生活を取り巻く環境も大きく変化した。単独世帯の急激な増加、平均初婚年齢・初産年齢の上昇、未婚・離婚率の上昇、共働き夫婦の増加、平均寿命の伸長などにより、ライフコースの変化と多様化が進んだ。こうした家庭生活では、様々な家族や家庭生活について子どもたちが理解すること、主体的な生活者を育てること、男女が協力して社会や家庭を上げること、家族や地域の人々との共生・共存の関係をつくる力を持つことが必要とされるようになった。

2) 中学校の教育の動向

中学校教育は普及の程度と質の高さにおいて国際的にも評価されているが、その一方で受験競争の激化や学校不適応の増加、制度やその運営等の硬直性・画一性の問題が指摘されるようになった。

高等学校進学率が9割を越え、大学・短大への進学率も4割に達した⁴⁶⁾。偏差値教育が徹底し、多くの中学生が塾に通うようになった。親にとっても子どもにとっても成績が大きな関心事であり、それ以外のことは大目に見るような状況がどの家庭にも見られるようになった。また、家族の人間関係の希薄化はいつそう進行し、人間関係を作ることが苦手な子どもが増えるという結果を招いた。

学校では、依然として教科書中心の画一化された教育が施され、中学生の学習時間、学習意欲、自信、理解度、集中度は日本の高度成長期以来最悪の調査結果であった⁴⁷⁾。そのため、大規模な変革が求められ、平成元年3月、中学校学習指導要領が告示され、次のようなねらいが示された。

- ① 豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ること。
- ② 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること。
- ③ 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること。

④ 国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること。

3) 家庭科の基本方針

① 家庭科の動向

今回の学習指導要領の重点は、家庭科の男女共修と中学校の「家庭生活」領域の新設である。

平成元年の学習指導要領から高等学校家庭科の男子必修が実現した。これに従い、小・中・高等学校一貫して男女共に学ぶ教科へと大きく転換し、家庭科の共学元年を迎えることになった。しかし、この家庭科の男女共学は政治的な影響によって実現したものであった。

昭和54年、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、日本は翌年、この条約に署名した。その際、家庭科の履修方法に男女差があることが問題となり、昭和59年6月「家庭科教育に関する検討会議」が発足され、高等学校の家庭科や中学校の技術・家庭科について検討された。その中で「小学校、中学校では家庭生活にかかわる基礎的・基本的な内容を充実し、高等学校では発展的な内容を総合的に取り扱うことなどを考える必要がある」。履修方法は「中学校の技術・家庭科教育は、男女相互の理解と協力の下に成り立つ家庭や社会における生活の向上を図るために必要な能力を育てることが大切であり、一層の充実を図る必要がある」とされた。こうした経緯を経て、家庭科の男女共学が認められたのである⁴⁸⁾。

「家庭生活」領域の新設にあたっては、次のような経緯がある。昭和60年4月臨時教育審議会の答申では「いじめ、校内暴力、少年非行等の教育荒廃の背景には、家庭教育の役割が十分果たされていないという問題がある」として、「家庭の在り方は、産業構造の変化、サービス産業等の発展により果たしてきた機能が外部化するなどの社会変化に伴い変容している。」ことを指摘した。これは、家庭科教育に直接かかわることではないが、家庭科の「家庭生活」に関係していると考えられ、「家庭生活」領域の新設に至った。この領域では、「自己の生活、家族の生活との関連を図る立場」から学習を進め、家族の生活と家族の人間関係の重要性を理解することを目標とするとしている⁴⁹⁾。しかし、家庭生活を認識させることの定義が明らかにされないまま、導入に至った観は拭えない。

② 改善の基本方針

学習指導要領の家庭科教育では実践的、体験的教科の位置づけ、日常生活との関連の重視、消費者教育の位置づけ、情報化社会への対応等に加えて、新領域の設定と名称の変更が示された。

中学校では、改善の基本方針として、次の3点が挙げられる。

- a. 自ら学ぶ意欲を持ち社会の変化に主体的に対応できる人間の育成を図ることなどから実践的・体験的な学習が一層充実するよう改善を図る。
- b. 基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせることなどから内容の精選・集約を図るとともに、家庭を取り巻く環境や社会の変化に対応し、情報や家庭生活に関わる内容を加える。
- c. 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ることなどから、すべての生徒に共通に履修させる領域と、生徒の興味・関心等に応じて履修させる領域を設定する。

4) 改訂の具体的な事項

① 目標の変化

技術・家庭科では、社会の変化に主体的に対応できる人間の育成を目指して、生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、家庭生活や社会生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで工夫し創造する能力と実践的な態度を育てることを究極の目標とした。

具体的には、「技術」は「家庭生活や社会生活の充実向上を図るねらい」とされ、「生活に必要な知識と技術」の範囲は、学習の適時性を重視し、生徒の心身の発達段階に応じた基礎的・基本的

なものに配慮されている。また、男女が協力して生活を築くことが強調され、家族関係などの視点も加えて家庭生活や社会生活について考えさせることが必要である。さらに、学習指導では、生徒自らが問題を発見し、計画を立て、解決していく問題解決学習を充実することが求められた。

各領域の目標については、「家庭生活」領域は、家庭における家族の生活の理解、自己の立場の自覚、家庭経済及び家庭の仕事の基礎的な知識と技術を習得させることを目標としている。「食物」領域は、男女共修領域により、青少年を対象とし、基礎的なことにとどめるように配慮されている。

② 領域の変化

従来の17領域を精選し、情報化の進展や家庭の機能の変化等に対応するため、新たに「情報基礎」及び「家庭生活」の領域を設けて、「木材加工」、「電気」、「金属加工」、「機械」、「栽培」、「情報基礎」、「家庭生活」、「食物」、「被服」、「住居」、「保育」の11領域で構成している。また、「家庭生活」の領域が加わり、小・中・高等学校が一貫して家庭科の学習を行うことができるようになった。

③ 履修方法や授業時間の変化

履修の方法は、地域や学校の実態および生徒の必要並びに男女相互の理解と協力を十分考慮して、11領域の中から7領域以上を履修させるようにした。その際、「木材加工」、「電気」、「家庭生活」及び「食物」の4領域はすべての生徒に履修させることになった。そして、「木材加工」及び「家庭生活」の2領域は、第1学年で履修させることになった。各領域への配当時間は、すべての生徒に履修させる領域は35単位時間、それ以外の領域は20～30単位時間を標準としている。授業時数は第1、2学年が70単位時間、第3学年が70～105単位時間となった。

5) 具体的な内容

① 「家庭生活」領域の内容

「家庭生活」はa. 家族の生活 b. 家庭の経済 c. 家庭の仕事 d. 家庭生活と地域との関係 の4項目で構成されている。この領域では知識・理解にとどまらず、調査・観察、事例研究、シミュレーション、ロールプレイングなど通し、家庭生活をよりよくする態度を育てることとしている。

教科書^{50) 51)}では、現代家族のおもな特徴を取り上げている。具体的には、核家族化、少子化、小家族化、家族の多様化、高齢化などであり、現代家族の特徴を取り上げることにより、家庭の機能、家庭生活の意義、家族の人間関係の重要性を理解させようとしている。

また、この領域では、最も「家庭の仕事」の項目についての内容が多い。衣・食・住のミニ領域を独立に展開させながら、仕事の分類と特徴、仕事の進め方について扱われている。実践的・体験的な学習を重要視していることから、簡単な実習を取り上げているのも特徴的である。しかし、家庭生活の総合性や原理への視点の展開が見られない実践も多い⁵²⁾。つまり、「家庭生活」領域の目標や新設に至った経緯と結びついては問題があると考えられる。

② 「食物」領域の内容

これまでの「食物Ⅰ」「食物Ⅱ」「食物Ⅲ」の3領域が1領域の「食物」になって、内容的には「食物Ⅰ」の内容に、「食物Ⅱ」の一部が加わった形になった。そのため、成人の栄養は取り扱われていない。内容は、a. 青少年の栄養と日常食の献立 b. 食品の性質とその選択 c. 日常食の調理 d. 適切な食事のとり方及び食事作法 の4項目で構成している。

実習題材は調理法と材料のくくりがおおまかになったため、生徒の実態に応じて、かなり自由に題材を選ぶことができるようになった。食事の取り方は、健康な生活をするために必要な栄養素を満たす食事、好みや偏食の問題、食生活のリズム、食事と人との関係など、よい食習慣をつけるこ

と、食事作法は、食べ方や話題などのマナーを調理実習の試食の際に指導することとしている。

教科書では、食物の働き、栄養素の働きと栄養所要量、栄養に関わる知識に重点が置かれている。実習例は、中学生になじみの深い調理や洋食、和食の両方が調理できるように工夫されている。

以上、平成元年度の中学校家庭科は、家庭環境や社会の変化に対応でき、男女が協力して家庭生活を築いていく資質や能力を育てることに中心的な役割があったと考えられる。そのために、「家庭生活」領域が新設され、男女に共修されることになった。しかし、家庭生活の総合性や原理への視点の展開が見られない実践が多くなり、男女共修内容に関する問題点は多く含んでいたが、男女共学が実現し、共に学ぶ内容が明確になった点でかなり評価ができる。また、自立を支える能力を育成する教科として、家庭科が期待されたということも考えられる。

(6) 「生きる力」の育成と「特色ある教育」を求める新学習指導要領

1) 社会的な背景

今日、経済活動が長期にわたって停滞し、失業問題が深刻化するなど、大量生産、大量消費という豊かな時代は終わりを告げようとしている。政治、行財政、経済構造など社会の様々な分野で従来のシステムが通用しなくなり、新しい時代では社会の変化に対応できる人材が求められている。

経済が低迷する一方で、少子高齢化、情報化、国際化は急速に進展している。総務庁の国勢調査によると⁵³⁾、平均世帯人数は、2000年には2.69人と減少の一途を辿り、出生率、女性1人が産む子供の数、14歳以下の割合も減少している。また、一方で、離婚率は上昇し、その結果、単身親の家庭、再婚家庭が増え、家族構成は多様になり、家族関係の希薄さが問題視されるようになった。家族や地域社会の「教育力」が著しく低下し、このことがいじめや不登校、青少年の非行問題の深刻化、多様な体験や交流機会の不足など様々な問題が生じる背景となっている。

2) 中学校教育の動向

核家族化、少子化の急速な進展、離婚率の上昇など、子どもは限られた人との関係、あるいは複雑な家族関係を強いられ、しっかりした人間関係が持たなくなっている。さらに、受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題、学校外での社会体験の不足など、豊かな人間性をはぐくむべき時期の教育に様々な課題が生じているのが現在である。

このような背景の下、平成10年7月教育課程審議会が答申を発表し、学校完全週5日制が実施されることになった。そして、下記の方針⁵⁴⁾に基づき教育課程の基準を改訂することを提言した。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- ② 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ③ ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

3) 家庭科の基本方針

① 家庭科の動向

今回の改訂では、家庭科の授業数も減少した。第1、2学年の70単位時間はそのままだが、第3学年は70～105単位時間から35単位時間へ大幅に減少した。教科内容も、食材の種類、住空間の計画や平面図の削減のように学習内容の範囲が縮小されたり、調理、衣服製作、幼児との触れ合い、地域とのかかわりのうち1または2項目の選択といった選択が導入された。また、これまでは11領域で構成されていたものを生活という視点から内容を総合化し、「技術」と「家庭」の二つの分野に再編された。「家庭」は、生活の自立を図る観点から、生活に必要な基礎的な知識と技術を確実に身に付けさせるとともに、生活を工夫し創造する能力を育成することが重視された⁵⁵⁾。

また、今回の改訂では、問題解決学習が提示された。家庭科では、生活する上で直面する様々な問題解決に当たり、学習した知識と技術を応用した解決方法を探求したり、自分なりの新しい方法を創造することなど、実際の生活の中で生かすことができる能力と態度を育てることが重要視された。また、家庭や地域社会との連携を重視し、適切な題材を設定することも求められた。さらに、人間関係における子供たちの状況から、「かかわり」という視点が導入され、家族・地域・保育・介護といった様々な人々との「かかわり」を求める内容が多く提示されることとなった⁵⁶⁾。

② 改善の基本方針

平成10年7月の教育課程審議会の答申において、家庭科の基本方針は次のように示された。

- a. 実践的・体験的な活動を通して、家族の人間関係や家庭の機能を理解し、生活に必要な知識・技術の習得や生活を工夫し創造する能力を育成するとともに、生活をよりよくしようとする意欲と実践的な態度を育成することをより一層重視する。
- b. 男女共同参画社会の推進、少子高齢化等への対応を考慮し、家庭の在り方や家族の人間関係、子育ての意義などの内容を一層充実する。
- c. 環境に配慮して主体的に生活を営む能力を育てるため、自ら課題を見だし解決を図る。
- d. 家庭・地域社会との連携や生涯学習の視点を踏まえつつ、学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

4) 改訂の具体的な事項

① 内容構成と履修方法の改善

今回の改訂では、「家庭分野」は、「A生活の自立と衣食住」及び「B家族と家庭生活」で構成され、それぞれの(1)から(4)の項目については、すべての生徒に履修させることとした。また、各項目に配当する授業時数及び履修学年は、地域、学校及び生徒の実態に応じ、各学校で定めることとした。

② 内容の厳選

改訂前の「家庭生活」領域の「家庭の収入と支出」、「被服」領域の「手芸」、「住居」領域の「住空間の計画」は削除し、改訂前の「被服」領域の「簡単な被服の製作」は、基礎的・基本的な内容に限定して選択的に履修させるなどの厳選を図った。さらに、改訂前において具体的に示していた題材が今回の改訂では示されなくなり、題材を大綱化するなどの改善が図られた。

5) 具体的な内容

「生活と自立と衣食住」は、すべての生徒に履修させる(1)中学生の栄養と食事、(2)食品の選択と日常食の調理の基礎、(3)衣服の選択と手入れ、(4)室内環境の整備と住まい方の4項目と、選択して履修させる(5)食生活の課題と調理の応用、(6)簡単な衣服の製作の2項目で構成されている。

「中学生の栄養と食事」では中学生の時期の栄養の特徴についての理解、「食品の選択と日常食の調理の基礎」では食生活の自立に必要な実践的な知識と技能を習得し、1日分程度の食事を整えることができるようにすること、「衣服の選択と手入れ」では衣服の選択、着用、手入れに関する基礎的な知識や技術を習得させること、「室内環境の整備と住まい方」では、家族が住まう住居の機能、安全で快適な室内環境の理解と、よりよい住まい方の工夫ができることをねらいとしている。

「家族と家庭生活」は、すべての生徒に履修させる(1)自分の成長と家族や家庭生活とのかかわり、(2)幼児の発達と家族、(3)家庭と家族関係、(4)家庭生活と消費の4項目と、選択して履修させる(5)幼児の生活と幼児との触れ合い、(6)家庭生活と地域とのかかわりの2項目で構成されている。

「自分の成長と家族や家庭生活のかかわり」は次の(2)、(3)の導入であり、自分の成長や生活は家族やそれにかかわる人々に支えられてきたことに気付かせること、「幼児の発達と家族」では、

幼児期が人間形成の基礎をつくる大切な時期であり、遊びを通して成長発達していることを理解し、幼児を支える家族の役割について考えさせること、「家族や家族関係」では、家庭や家族の基本的な機能の理解と、家族関係をよりよくする方法を考えることができるようにすること、「家庭生活と消費」では、単なる買い物の学習にとどまらず、自分や家族の生活の仕方や消費の在り方を改めることも含めた消費者としての自覚がもてるようにすることをねらいとしている。

以上、新学習指導要領では、週5日制や「生きる力」の育成に伴い、家庭科の内容がかなり厳選され、実際の生活に生かせる内容に一層絞られたが、男女共学が完全に認められ、生活の自立に向けて、家族や家庭生活について学ぶ教科としての位置づけが明確化された。また、生活を総合的な視点で捉えることにより知識と技術が生活に密着するように変化した。つまり、性別役割分業意識を打開し、男女共同参画型社会の実現に向けて打ち出されたこれからの家庭科の動向を示めす学習指導要領であると考えられる。

4. 結 論

中学校家庭科の変遷を男女共学の視点から検討した結果、以下のようにまとめることができる。

- (1) 昭和22年の学習指導要領では、民主的家庭生活の向上発展をめざすという理由から男女共学がスタートしたが、学習内容や履修時間は明確化されず、男女共学は実現しなかった。
- (2) 昭和32年の学習指導要領では普通教育の理念の再浮上から、男女共通の学習内容や履修時間が明確化された。衣食住の基礎的な内容と調理実習を含めた食生活が共通の学習内容として示されたが、施行期間はわずか3年であった。
- (3) 昭和33、44年の学習指導要領では性別役割分業が社会から要請され、家庭科の履修は女子のみとされた。
- (4) 昭和52年の学習指導要領では、婦人解放運動や家庭科教育の重要性の見直しから、男女の相互乗り入れが実現されたが、具体的な学習内容は示されなかった。
- (5) 平成元年の学習指導要領では、男女共通の学習内容が明確化された。「家庭生活」と「食物」の2領域が必修となり、昭和32年の学習指導要領に類似していた。
- (6) 平成14年の学習指導要領において、完全なる男女共学が実現し、学習内容は家庭生活に関わる基礎的・基本的なものとなった。

さらに、男女共学について検討した結果、以下のことが検証できた。

- (1) 男女共学の実現は、時代的な背景や教育観と深く関わっている。
- (2) 男女共学は、男女平等社会の中、ゆとりと調和が求められる普通教育の中で実現する。
- (3) 男女共学では、民主的な家族や家庭生活の運営と生活的な自立を目標としている。
- (4) 男女共学における学習内容は、家庭生活に関わる全領域の中の基礎的・基本的な内容と位置づけることができる。

戦後の中学校家庭科教育は、民主的な家庭生活をめざす基盤として、社会の要請からスタートしたが、その時代の社会背景や教育観の影響から、男女共学の実現には長い年月が必要であった。言い換えれば、社会の状況や教育観が変われば、家庭科は男女別学になったり、必要でなくなるということも考えられる。もちろん、家庭科は民主的な家庭生活の運営や生活的な自立のためには必要不可欠な教科である。しかし、このような危険性を含む教科である以上、家庭科教育の研究や実践を通して、常に家庭科教育の重要性を認識し、社会に訴えていく必要があると思われる。

また、男女共通の学習内容に関しては、その決定が非常に遅れ、今回の学習指導要領ではじめて示されたといっても過言ではない。食領域と家庭生活領域については、男女共学の初期の段階から共通の学習内容として示された。それは、生活的な自立のために最も基本的で必要不可欠な内容で

あると考えられたからであろう。保育、家庭経営の領域については、今回の学習指導要領ではじめて共通学習内容として示された。日本社会では、家庭科が男女共学の教科としてスタートしてからも、性別役割分業の考えが一般的であり、育児や家事は女性の仕事という意識が強かったからである。特に育児に男性が協力的になったのは最近になってからである。しかし、男女が互いに協力して家庭生活を営んでいくためには、保育や家庭経営は必要な学習内容である。このことが、今回の学習指導要領で示されたことは大変意義深い。家庭生活を運営するに当たって、男女の差は認められないことを示すものである。つまり、性別役割分業意識を打開し、男女共同参画社会の実現に向けて提示された学習指導要領であると評価できる。

しかしながら、今回の改訂から被服実習は選択履修になった。現在の生活では自分の着る服を作ることは少ない。店に行けば、たくさんの商品が並び、簡単に服を手に入れることができる。しかし、被服実習が選択になったことで、被服製作に対して興味を持つ機会が少なくなる。自分で何かを作るという体験はとても大切な学習である。実践的・体験的な活動を重視している現在の家庭科教育においては、被服製作実習は必修とするべきではないかと思われる。

今回の改訂から、完全男女共学の中学校家庭科教育が始まった。今後、今回の改訂の結果を踏まえ、更なる学習内容の吟味が必要である。

最後に、貴重な資料を提供していただいた、家政教育研究室4年大島恵美さんに心から感謝致します。

引用文献

- 1) 内藤道子他、『家庭科の21世紀プラン』、家政教育社、1997、p.1
- 2) 村田泰彦・一番ヶ瀬康子・田結庄順子・福原美江共著、『共学家庭科の理論』、光生館、1986、p.111
- 3) 外崎光広、『家庭科教育の自主編成』、明治図書、1970、pp.53-55
- 4) 村田泰彦・一番ヶ瀬康子・田結庄順子・福原美江共著、前掲書、p.6
- 5) 荒井紀子・鶴田敦子、「男女共学家庭科の履修と高校生の意識（第1報）—ジェンダー観をめぐって—」、日本家庭科教育学会誌 1996、pp.39-46
- 6) 鶴田敦子・荒井紀子、「男女共学家庭科の履修と高校生の意識（第2報）—生活主体者意識と家庭科観—」、日本家庭科教育学会誌、1996、pp.47-54
- 7) 荒井紀子・鶴田敦子・原澤智子、「男女共学家庭科の実施と教師の意識（第1報）—ジェンダー観をめぐって—」、日本家庭科教育学会誌、1998、pp.33-40
- 8) 鶴田敦子・荒井紀子・原澤智子、「男女共学家庭科の実施と教師の意識（第2報）—生活主体者意識と家庭科観をめぐって—」、日本家庭科教育学会誌、1998、pp.41-48
- 9) 岡村喜美・宮川満・米川五郎編、『家庭科教育の研究』、学芸図書、1978、p.954
- 10) 宜保美恵子、「家庭科教育の変遷」、『アセット・ビジュアル家庭科教育実践講座、第1巻』、pp.17-20
- 11) 文部省、「小・中・高校学習指導要領（家庭科）の変遷」、家庭科教育、家政教育社、7月増刊、1978、pp.258-372
- 12) 田中克佳、『教育史』、川島書店、1987、pp.244-246
- 13) 山本キク、「最近の家庭科の動向」、家庭科教育、家政教育社、1959、pp.2-8
- 14) 常見郁男、『家庭科教育史 増補版』、光生館、1959、pp.350-355
- 15) 大学家庭科教育研究会編、『現代家庭科研究序説』、明治図書、1972、pp.28-29
- 16) 文部省学習指導要領15家庭科、職業・家庭科編、教育図書、1980、pp.48-82
- 17) 大学家庭科教育研究会編、『現代家庭科研究』、青木書店、1980、pp.65-66
- 18) 田中耕太郎、『新憲法と文化』、国立書院、1948、p.67

- 19) 常見郁男、前掲書、pp. 355-358
- 20) 常見郁男、前掲書、p. 372
- 21) 山口勇松、「科学技術教育と中学校職業・家庭科」、家庭科教育、家政教育社、1958、2月号、pp. 13-16
- 22) 常見郁男、前掲書、pp. 373-374
- 23) 大学家庭科教育研究会編、『現代家庭科研究序説』、前掲書、pp. 31-32
- 24) とち木功、『教師のための職業・家庭科（職業編）』、河出書房、1957、p. 3
- 25) 原田 一、「中学校職業家庭科の教育内容について」、家庭科教育、家政教育社、1955、1月号、pp. 38-41
- 26) 常見育男、前掲書、pp. 368-370
- 27) 野上象子・熊田知恵他、『中学家庭教材研究 第一巻』、家政教育社、1957、p. 11
- 28) 野上象子・熊田知恵他、前掲書、pp. 15-19
- 29) 堀尾輝久、『現代社会と教育』、岩波書店、1997、p. 185
- 30) 梅棹忠夫、「妻無用論」、婦人公論、第508号、1959、pp. 59-60
- 31) 岩波講座 『子どもの発達と教育 7 発達の保障と教育』、岩波書店、1979、p. 40
- 32) 日本教育新聞社編、『42年度教育課程の改定』、明治図書、1966、pp. 14-16
- 33) 大学家庭科教育研究会編、『現代家庭科研究』、前掲書、pp. 66-68
- 34) 青木誠四郎、「家庭科のあり方について」、家庭科教育、26巻5月号、1952、p. 5
- 35) 原田一・松島千代野・藤枝直子、『新・家庭科教育法』、1969、p. 14
- 36) 産業教育研究連盟編、『技術・家庭科教育の創造』、国土社、1968、pp. 229-230
- 37) 新堀通也、「ゆとりある教育の探求」、ぎょうせい、1977、pp. 22-23
- 38) NHK世論調査部編、「中学生・高校生の意識」、日本放送出版協会、1984、pp. 30-33
- 39) 柿沼昌芳・永野恒雄、『校内暴力』、批評社、1997、pp. 110-133
- 40) 吉本二郎、「改訂中学校学習指導要領の展開 総則編」、明治図書、1977、p. 21
- 41) 赤井チサト・吉原崇恵、『これからの家庭科教育』、建帛社、1985、pp. 61-63
- 42) 鈴木寿雄・小笠原ゆ里、「52年度改訂中学校教育課程講座—技術・家庭—」、ぎょうせい、1977、p. 23
- 43) 技術・家庭科研究会、「新しい技術・家庭科の指導総則編」、開隆堂、1977、pp. 16-17
- 44) 鈴木寿雄・小笠原ゆ里、前掲書、p. 160
- 45) 内藤道子、『国際化・情報化時代の家庭科教育、家庭科教育実践講座第1巻』、日本文教社、1998、pp. 34-35
- 46) 総務庁、国勢調査、1990-1995
- 47) 藤沢市教育文化センター、「学習意識調査」報告書、1990
- 48) 洪川祥子・渡辺彩子、『中学校 これからの家庭科教育とその指導』、東京書籍、1990、pp. 2-3
- 49) 舟木美保子、『「家庭生活」の授業』、家政教育社、1991、p. 12
- 50) 技術・家庭、開隆堂、平成9年度版、1997
- 51) 新しい技術・家庭、東京書籍、平成9年度版、1997
- 52) 武藤八重子、『家庭科教育再考』、家政教育社、1998、p. 130
- 53) 総務省統計局・統計研修所、「第51回日本統計年鑑」、毎日新聞社、2002、pp. 46-62
- 54) 文部省、「中学校学習指導要領解説—技術・家庭編—」、東京書籍、1999、p. 1-2
- 55) 文部省、「中学校学習指導要領解説—技術・家庭編—」、東京書籍、1999、p. 8
- 56) 武藤八重子・鶴田敦子・伊藤葉子、『テキスト家庭科教育』、家政教育社、2000、pp. 64-66